

別添

経済産業省

30産ガ安第3号
平成30年4月6日

一般社団法人全国LPガス協会会長 北嶋 一郎 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長 田村 厚雄
資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課企画官 谷 浩

LPガス損害賠償責任保険（協会団体保険）契約の環境整備について（協力要請）

平成30年3月9日、公正取引委員会は、公益社団法人神奈川県LPガス協会（以下「神奈川県LPガス協会」という。）に対し、神奈川県LPガス協会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第8条（同条第3号〔現在又は将来の事業者の数の制限〕）の規定に違反する行為を行っているとして、独占禁止法の規定に基づく排除措置命令を行いました。

公正取引委員会によれば、同命令を行うに至った根拠事実は、以下のとおりとしています。（詳細は参照URL）

- 神奈川県内においてLPガス販売事業を行おうとする者は、あらかじめ、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）第3条第1項に基づき、神奈川県知事等の登録を受けなければならない。登録を受ける際には、経済産業省令で定められた要件に適合するLPガス損害賠償責任保険の契約を損害保険会社と締結する必要がある。
- 当該LPガス損害賠償責任保険には、平成29年3月末時点で、①協会団体保険、②全農団体保険、③個別保険がある。
- ①協会団体保険は、神奈川県LPガス協会等の会員又は全国LPガス協会の会員しか加入することができない。②全農団体保険について、加入資格を満たす者はごく限られている。また、③個別保険について、損害保険会社では、原則引き受けない、顧客紹介がない限り引き受けない等としている。
- このような事情等から、神奈川県内でLPガス販売事業を行おうとする者にとつ

て、協会団体保険に加入するために神奈川県LPガス協会に入会することは、LPガス販売事業を行う上で必要性の高いものとなっている。(LPガス販売事業者が、協会団体保険に加入せずに、LPガス販売事業を行うことは、一般的に困難な状況にある。)

- 以上の状況において、神奈川県LPガス協会は、理事会において、切替営業を行う入会希望者の入会申込みについて否決し、もって当該入会希望者が協会団体保険に加入できなくなることにより、神奈川県内のLPガス販売事業に係る事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限している。

今般の排除措置命令の実施に伴っては、公正取引委員会から、経済産業省に対し、LPガス損害賠償責任保険の契約の締結が一般的に困難な状況にある事実が認められたとして、LPガス販売事業を行おうとする者にとってLPガス損害賠償責任保険の契約が容易となるような環境整備を図るよう要請を受けたところであり、液化石油ガス法の適正な執行を確保するため、貴協会に対し、下記の協力を求めます。

記

1. 貴協会会員に対し、今般の公正取引委員会による排除措置命令の内容について、以下の点に留意しつつ、類似事案の発生を防止するため、各会員に周知を図ること。LPガス販売事業を行おうとする者が、協会団体保険に加入せずに、LPガス販売事業を行うことが一般的に困難な状況において、貴協会会員が、入会希望者による入会申し込みに対し、切替営業を行う者であることのみをもって否決することは、独占禁止法第8条(同条第3号〔現在又は将来の事業者の数の制限〕)に抵触する可能性があること。
2. 貴協会において、協会団体保険を契約している損害保険会社との間で意思疎通を図り、当該損害保険会社による個別保険の適正な締結に関し、協会団体保険制度に起因する課題の有無を確認し、課題が認められた場合にあっては、適切な対応を速やかに図ること。またこれらの内容について、3月以内に経済産業省あて報告すること。

<参照URL：公正取引委員会によるプレス発表>

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/mar/180309_1.html